

第8章 中東における大量破壊兵器不拡散問題

- 「9.11事件」後の変化の考察 -

堀 部 純 子

はじめに

冷戦終結後、中東における大量破壊兵器の問題は、国際秩序の変化、米国による世界秩序再構築の過程における中東への関与、更には湾岸戦争後にイラクの大量破壊兵器開発計画が発覚したことなどにより、グローバルな問題として扱われるようになった。また、グローバル化の加速とも相俟って大量破壊兵器およびその運搬手段としてのミサイルの入手先がグローバルに拡大したことに加え、大量破壊兵器拡散防止への国際的な枠組み強化の過程で、中東地域における拡散状況の深刻さがクローズアップされてきた。

大量破壊兵器の拡散は中東に限った問題ではないが、特にこの地域において拡散が著しいのはなぜか、またその拡散防止に困難を伴うのはなぜかという問いに答えることは、問題解決において不可欠であるように思われる。

他の地域と比較して中東地域で大量破壊兵器が著しく拡散傾向にあるのには、第一に既に大量破壊兵器が広く拡散してしまっているという実情がある。既存の拡散が新たな拡散を呼ぶという軍拡競争の構造が既に出来上がっており、域内諸国間に存在する通常兵器分野における大幅な軍事格差という要素も加わり、大量破壊兵器が地域の軍拡における最終的な矛先となってきたという側面もある¹。第二に、この地域の紛争構造が複雑かつ多層的であるために、安全保障環境が慢性的に不安定であり、域内諸国は、大量破壊兵器の保有によって自国の存続を図ろうとする極めて高い動機を有していることが挙げられる。第三に、域内諸国間の地域覇権を巡るゲームのなかで、大量破壊兵器や弾道ミサイルを保有していること、またそれらを独自に生産できる技術基盤を持っていることが国力やプレステージの主要な源泉となると認識している指導者が多いことも挙げられる。上述したような特徴のいくらかは他地域でも見られるが、中東地域では、これら三つの要素が混在し、密接に絡み合っているがゆえ、大量破壊兵器が著しい拡散傾向にあると考えられる。

こうした複雑な背景を持つ中東における大量破壊兵器拡散問題に対し、冷戦終結後、国際

¹ Anthony H. Cordesman, "Current Trends in Arms Sales in the Middle East Arms Control," Shai Feldman and Ariel Levite (eds.) *Arms Control and the New Middle East Security Environment*, (Boulder: Westview, 1994), pp.38-39.

的な枠組みによる拡散防止努力が行なわれてきたが、それには多くの困難を伴ってきた。大量破壊兵器の開発や保有の強い動機を持つといわれるいくつかの国々は、核不拡散条約（NPT）、化学兵器禁止条約（CWC）、生物・毒素兵器禁止条約（BWC）といった主な不拡散関連条約に参加しておらず、関連する兵器の保有が確実視されている。不拡散関連条約の締約国でありながら、それらの条約に違反している、または条約を遵守しているか疑わしい国々も存在し、条約の対象となる兵器の開発や取得に対する強い意思を有しているのではないかと懸念されている。

こうしたなか、2001年9月に米国で同時多発テロ（以下9.11事件）が発生した。これを契機として、大量破壊兵器の脅威、ならびに「ならず者国家」と大量破壊兵器テロの結びつきから生ずる脅威を強調する政策を米国が打ち出した²ことにより、「ならず者国家」やテロ支援国家に指定される国を他より多く抱える中東地域の大量破壊兵器問題は新たな局面を迎えた。「テロとの戦い」として行われたアフガニスタン攻撃、大量破壊兵器廃棄の拒否を理由に先制攻撃が行われたイラク戦争は、大量破壊兵器を保有する、あるいは開発を企図していると言われる、中東地域の主な国々であるイラン、リビア、シリアおよびイスラエルの大量破壊兵器に関する姿勢にいかなる変化をもたらしただろうか。

本稿では、まず、それら4つの国を取り上げ、それぞれの大量破壊兵器関連活動の現状と背景・理由を概観する。続いて、それぞれの国の大量破壊兵器に関する政策について、9.11事件後にどのような変化がみられるか、また、大量破壊兵器を保有する「ならず者国家」がもたらす脅威への対処として武力が行使されたイラク戦争がいかなる影響を与えつつあるかを考察する。最後に、上述した中東における大量破壊兵器拡散の傾向の理由等を念頭に、9.11事件後のそれら4つの国の大量破壊兵器に関する政策の変化を踏まえ、中東における大量破壊兵器の拡散防止、さらには廃絶の方向性を模索する。

1. イランにおける大量破壊兵器問題の動向

（1）現状、背景・理由

イランは、NPT、CWC、BWCといった主要な不拡散関連条約の締約国であるが、核・化

² 例えば、John R. Bolton, “The New Strategic Framework: A Response to 21st Century Threat,” U.S. Foreign Policy Agenda: An Electronic Journal of the U.S. Department of State, Vol.7, No.2 (July 2002), p.5参照。

学・生物・毒素、すべての開発計画の存在を疑われており³、それぞれの条約の遵守が疑わしいとする見方がある。最も懸念される核開発疑惑問題については、2002年8月にナタンズ（Natanz）に建設中のウラン濃縮施設とアラック（Arak）の重水製造工場が顕在化したことを契機として、核燃料サイクル計画の公表⁴、秘密裏にウランを兵器級に濃縮するなど、核兵器開発を示唆する事実が次々と明るみになった⁵。イランは、すべての核活動は純粋に平和利用を目的としたものであると一貫して主張し、疑惑を否定し続けてきたが、前述の具体的な証拠の提示、国際的な政治圧力、さらには、英・仏・独3外相による交渉⁶などの結果、ウラン濃縮計画と再処理計画を自主的に中止することを宣言し、2003年12月には国際原子力機関（IAEA）の保障措置協定の追加議定書に署名した。追加議定書の保障措置が実施されれば、核兵器開発の強い意思を有しているとの疑念を持たれている国にこれが適応される初めてのテストケースとなる。

イランの大量破壊兵器の開発または保有の動機は多様である⁷。核兵器に関していえば、その開発計画は、シャー（Muhammad Reza Shah）の時代から始まったと言われており、地域覇権の獲得を欲するイランにとって、高度な兵器開発技術や大量破壊兵器そのものを有していることは、権力の源と映った⁸。革命後の政権においても、地域覇権に対する野心は基本的には変化していない。イランの指導者にとって、自国民が国家像として描く地域覇権国としてのイランと現実とのギャップを埋めるうえでも、ハイテク兵器の入手が困難であったこ

³ Kori N. Schake and Judith S. Yaphe, “The Strategic Implications of a Nuclear-Armed Iran,” *McNair Paper*, National Defense University, No. 64, (2001), pp.9-11を参照。

⁴ 2003年2月9日、ハタミ大統領の発表による。Paul Kerr, “Iran Mining Uranium, Greatly Expanding Nuclear Facilities,” *Arms Control Today*, March 2003, <http://www.armscontrol.org/act/2003_03/iran_mar03.asp>.

⁵ 例えば、イランが中国から2トンのウランを1991年にIAEAに未申告で輸入していたことやテヘラン近郊にあるカライ電気会社で高濃縮ウランが検出されたことが、IAEAの調査で明らかになった。Joby Warrick, “U.N. Nuclear Agency Says Iran Breached Agreements,” *Washington Post*, 7 June 2003, <<http://www.washingtonpost.com>>, 『毎日新聞』2003年9月25日。

⁶ 2003年10月21日に、イラン政府と英・仏・独3外相は、共同宣言で、イランが追加議定書に署名し、批准手続きを始めること、ならびにすべてのウラン濃縮および処理活動を自発的に一時停止することなどと引き替えに、平和利用のための核燃料や核関連の最新技術のイランへの提供について合意したことを発表した。『読売新聞』2003年10月22日。

⁷ イランの大量破壊兵器保有の動機は、Kori N. Schake and Judith S. Yaphe, “The Strategic Implications of a Nuclear-Armed Iran,” *McNair Paper*, National Defense University, No. 64, (2001)に詳しい。

⁸ Kori N. Schake and Judith S. Yaphe, “The Strategic Implications of a Nuclear-Armed Iran,” pp.10-11を参照。

とに鑑みれば、大量破壊兵器の取得は有効な代替手段であったといえよう。イランは、周辺を核保有国に囲まれていることから、核兵器を開発する動機があるとみられている。また、地政学的見地から厳しい安全保障環境に置かれていると感じており、大量破壊兵器を自助手段のための軍事オプションとする動機も高い。

(2) イラク戦争の影響

2003年後半以降、イランが核兵器開発疑惑問題に対し、態度を軟化させてきた理由を、米国のイラクに対する武力行使の影響のみに帰するのはやや単純すぎるかもしれない。たしかに、イランの指導者たちは、アフガニスタンのタリバン政権およびイラクのフセイン（Saddam Hussein）政権崩壊、ならびに米国の圧倒的な軍事力を目の当たりにし、次は我が身と感じただろう。そうしたなかで、核兵器開発を示唆する証拠が次々と提示され、イランは窮地に立たされた。さらに、日本や欧州諸国など、政治的・経済的見地から極めて重要な国々との関係悪化および経済的損失が懸念された。とはいえ、これまで、反米姿勢を国内影響力維持のための道具としてきたイランの保守派にとって、米国の圧力の前に屈することは、体制基盤の弱体化に直結してしまう。こうしたイランが抱えたジレンマを克服するうえで、英・仏・独3外相のイラン訪問が果たした役割は大きい。米国の圧力に屈したのではなく、欧州の3カ国と取引し、追加議定書の受諾と引き替えに平和利用のための原子力技術へのアクセスという巨利を得た点を国内向けに強調することにより、保守派は体面を保ち、体制基盤を急激に弱体化させることなく急場を凌ぐことができた。

追加議定書に署名したことで、イランが核兵器を秘密裏に開発することは極めて困難になったが、イランが核兵器開発の意思を放棄したかどうかは不明である⁹。原子力の平和利用という名の下に、イランが核兵器開発に必要な核物質や技術などを獲得し、その後NPTを脱退して核兵器国となることへの懸念もある¹⁰。9.11事件後、タリバン政権のアフガニスタン、

⁹ イランが核兵器開発の意思を放棄していないという見方に関しては以下を参照。Robert J. Einhorn, "Curbing Nuclear Proliferation in the Middle East," *Arms Control Today*, March 2004, <http://www.armscontrol.org/act/2004_3/Einhorn.asp>; Michael Eisenstadt's comments in "The Crisis with Iran and the IAEA: A Luncheon with Geoffrey Kemp, Michael Eisenstadt, David Albright, and Dimitri K. Simes," *Program Brief*, Nixon Center, Vol.9, No.22, (2003), <<http://www.nixoncenter.org/publications/Program%20Briefs/PBrief%202003/vol9no22Iran-IAEA.pdf>>.

¹⁰ こうした問題への対処として、NPTの脱退を違法化すべきという主張には、Samuel R. Berger and Flynt Leverett, "Let's get serious about nuclear proliferation: America needs to lead,"

サダム政権のイラクが崩壊し、米国の影響力がイラン周辺に急激に増大したことにより、イランを取り巻く安全保障環境は大きく様変わりし、更に厳しいものとなった。イランの大量破壊兵器の開発あるいは保有の意思を低減、さらには除去するには、米国との関係改善を含めた同国を取り巻く安全保障環境の改善、イラク戦争後の極めて不安定な状況にある中東地域に「力の空白」を作り出さないこと、さらにはイランが締約国となっている不拡散関連条約の不遵守に対して明白な罰が与えられる仕組みの構築、などが行われることが必要である。さらに、追加議定書の署名により、自国内で核物質を製造しての核兵器開発が困難になったものの、「闇市場」を核物質の入手先とするなど、イランが核兵器開発方法を巧妙化させる可能性がないわけではない。また、追加議定書の保障措置は、核兵器製造に不可欠な核物質が国内で不正に製造されるのを防ぐには極めて有効であるが、核兵器の器となる部品が秘密裏に製造されるのを探知することはできないので、関連する技術やノウハウの流出の防止が引き続き重要となる。

一方で、イランは、自国が主張するように、その核関連活動が真に平和利用を目的としたものであるなら、IAEAや国際社会に対し、活動の透明性を高める努力を真摯に行なわなければならない。

2. リビアにおける大量破壊兵器問題の動向

(1) 現状、背景・理由

リビアは、2003年12月に、同国におけるすべての大量破壊兵器の開発計画を廃棄する決定をしたこと、ならびに廃棄の検証について、国際機関による査察を受け入れることに米・英両国との間で合意したことなどを発表した¹¹。これにより、リビアは、政権交代を伴わずに大量破壊兵器廃棄を受け入れた最初のモデル・ケースとなった。核兵器については、リビアは、核兵器開発に資するウラン濃縮装置など、核燃料サイクル計画の存在を認め、遠心分離機を秘密裏に入手していたことを明らかにした。化学兵器については、相当量のマスタードガスなどの保有が明らかにされ¹²、CWCへの加盟とすべての化学兵器関連兵器や貯蔵物を廃

International Herald Tribune, 3 March 2004がある。

¹¹ 「外務報道官談話：リビアに対する化学兵器禁止条約（CWC）の発効について」外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/16/dga_0205.html> 2003年2月26日アクセス。

¹² 『産経新聞』2003年12月21日。

棄することを約束した¹³。生物兵器については、リビアは過去に開発用の機材を購入し、開発能力の獲得を企図していたことを認めた¹⁴。

リビアの核開発は、1980年代初めに開始された。2000年には、「闇市場」からウラン濃縮用の遠心分離機などの機器が調達され、2003年末まで開発は継続された。この間に、ウラン濃縮のほか、少量のプルトニウム抽出などを行ったが、核兵器製造に十分な量を得る段階には至らなかった¹⁵。

リビアは、大量破壊兵器開発計画の放棄を決定するまで、それらの兵器を中東、アフリカ両地域における影響力拡大の道具として開発しようとした、またはイスラエルの核兵器への対抗として考えていた公算が高い¹⁶。

(2) イラク戦争の影響

リビアが大量破壊兵器開発計画の放棄を決定した理由は、放棄の見返りとして期待される経済制裁の解除、国際的孤立からの脱却、米英両国との関係改善、ならびにイラク戦争の影響などであった。イラク戦争の影響については、その評価は定着していないものの、それが直接の契機ではなかったとしても、リビアが最終的な決定を行なううえで、全く影響がなかったとは考えにくい¹⁷。米国によるイラク攻撃、かつてはアラブの英雄とされたフセイン大統領の悲惨な姿での拘束、さらには大量破壊兵器の放棄に関して米・英両国と交渉中に、リビアが密輸しようとした遠心分離機の部品が拡散安全保障イニシアティブ（PSI）によって押収されたことなどが、政策決定過程でその決定を後押しした、あるいはある一定の影響を及ぼしたと考えるのは間違いではないだろう。

リビアによる大量破壊兵器廃棄の決定の理由もさることながら、その重要な教訓は、大量

¹³ リビアは、2004年1月6日にCWCへの加入書を国連事務総長に寄託し、同年2月5日にCWCがリビアに対して発効した。

¹⁴ 『産経新聞』2003年12月21日。

¹⁵ 『毎日新聞』2004年2月21日。

¹⁶ “Libya Overview,” Nuclear Threat Initiative, July 2003, <http://www.nti.org/e_research/e1_libya_1.html>; John Eldridge, “Reassessing Libya,” *Jane’s Nuclear, Biological, and Chemical Defence*, 23 December 2003, <http://www.janes.com/security/international_security/news/nbcd/nbcd031223_1_n.shtml>.

¹⁷ リビアが大量破壊兵器放棄について、イラク戦争開始以前から米国と交渉を始めていた経緯については、Flynt Leverett, “Why Libya Gave Up on the Bomb,” *The New York Times*, 23 January 2004, <<http://www.nytimes.com>>を参照。

破壊兵器放棄の対価が保証されれば、大量破壊兵器の保有の強い意志を持った国による兵器の放棄がありうるという事例が示されたことである。また、それは体制転換（レジーム・チェンジ）無くして可能であった。リビアのケースでは、体制保証、経済制裁の解除、対米関係の正常化、対リビア投資の促進、国際社会への復帰といった、大量破壊兵器廃棄の対価が提示され、対象となる兵器の廃棄が完全な形で実施された場合には、対価が払われることが期待される。大量破壊兵器の廃棄を交渉カードとして悪用するのは好ましくないが、リビアのように、主な不拡散関連条約に加入し、廃棄の検証に積極的に協力するなどの姿勢を見せ、大量破壊兵器を完全に放棄したことを検証可能な方法で実証する国には、対価を払うことは間違った方向性ではないだろう。

リビアのケースを不拡散レジームという観点からみると、リビアは核開発に関して、開発の意思を有してはいるものの、財政的・技術的な問題から、その開発計画はほとんど進展していないと見られていたが、原子力供給国グループ（NSG）などによる輸出管理にもかかわらず、遠心分離機の入手が可能であったことが明らかになった。また、核物質使用まで、そうした機材の輸入について申告義務がないというIAEAの包括的保障措置協定の盲点についており、追加議定書の未署名国に批准を促す必要性を再認識させることとなった。さらに、リビア向けの遠心分離機の部品がイタリア及びドイツ当局によって大量に押収されたことは、大量破壊兵器の拡散を水際で阻止するという、拡散安全保障イニシアティブ（PSI）が順調に進んでいることを示した。また、核関連物資や技術の入手経路解明の過程で、パキスタンのカーン（Khan）研究所を中心とした供給ネットワークや「闇市場」の存在が明るみになり、リビアの大量破壊兵器放棄により、これまで暗闇に包まれていたアンダーグラウンドの拡散網が明るみとなった。これらは、大量破壊兵器の廃棄をいかに検証するか、また、再び開発へと後戻りできないことをいかに保証するか、さらには核兵器の廃棄の検証を専門としないIAEAがいかなる役割を果たすことができるかといった問題、ならびに明るみになってきた「闇市場」などの闇ルートからの核関連技術や物資の流出をいかに効果的に防止していくべきかという問題などを提起した。

3. シリアにおける大量破壊兵器問題の動向

（1） 現状、背景・理由

シリアは、化学兵器保有疑惑およびその運搬手段であるミサイルの保有問題に加え、その

盛んなテロ支援活動が問題視されている¹⁸。上述のイランやリビアとは対照的に、米国および英国による大量破壊兵器放棄についての要求に対して、シリアは化学兵器の保有を否定しながらも、イスラエルの脅威から自国を防衛するために大量破壊兵器を保有する権利を有しており、イスラエルが核兵器の廃棄に同意した場合にのみ、大量破壊兵器廃棄の取引に応じると主張している¹⁹。核兵器については、米国およびイスラエルは、シリアが開発の意思を有しているとみているが²⁰、核兵器開発計画を保有しているか否かは定かではない。しかしながら、シリアは、自国が核兵器を保有しようとするれば、イスラエルがいかなる反応を示すかを十分に認識していると考えられ、核兵器の保有を試みる可能性は低いと見られる²¹。

シリアは、1970年代に化学兵器製造および関連物資の援助を受け、現在は化学兵器製造能力を有し、神経剤であるサリンを貯蔵していると言われている²²。シリアは、化学兵器保有の疑惑を否定しているが、2004年2月現在、CWCに署名していない。さらに、化学兵器の開発と平行して弾道ミサイルの開発にも力を注いできており、イスラエルの大部分を射程に収める移動式の弾道ミサイルを保有しているとみられている²³。イスラエルとの軍事ギャップを縮小したいシリアにとって、化学弾道を搭載することができると思われる弾道ミサイルはそのギャップを埋めるうえで主要な役割を果たす。

シリアが大量破壊兵器を保有する動機は、核兵器を含めたイスラエルからの軍事的脅威、

¹⁸ 例えば、John Bolton, Under Secretary for Arms Control and International Security, "Syria's Weapons of Mass Destruction and Missile Development Programs," Testimony Before the House International Relations Committee, Subcommittee on the Middle East and Central Asia, Washington D.C., 16 September 2003 <<http://www.state.gov/t/us/rm/24135.htm>>.

¹⁹ Benedict Brogan, "Syria declares right to weapons," *Washington Times*, 6 January 2004.

²⁰ ジョン・ボルトン国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）は、シリアが、核兵器開発に応用可能な汎用技術を国際原子力機関（IAEA）の技術協力プログラムを通して獲得を試みていることに言及している。John Bolton, Under Secretary for Arms Control and International Security, "Syria's Weapons of Mass Destruction and Missile Development Programs," Testimony Before the House International Relations Committee, Subcommittee on the Middle East and Central Asia, Washington D.C., 16 September 2003 <<http://www.state.gov/t/us/rm/24135.htm>>を参照。

²¹ シリアは核兵器を獲得すれば、イスラエルが如何なる反応をするか認識しており、イスラエルにとって受け入れ難い被害をもたらすことのできる化学兵器弾頭を搭載したミサイルで十分であると考えているとする見方には以下を参照。Patrick Clawson, "Nuclear Proliferation in the Middle East: Who is Next After Iran?" The Nonproliferation Education Policy Center, April 2003, p.7, <<http://www.npec-web.org/projects/clawson.pdf>>.

²² "Syria Overview," Nuclear Threat Initiative, September 2003, <<http://www.nti.org>>を参照。

²³ Ibid.

さらにその洗練された通常兵器能力への対抗である²⁴。シリアは、冷戦期から、東アラブ地域における覇権の獲得を外交政策の目標に掲げ、ソ連の軍事援助を受け、イスラエルに対しては、「戦略的均衡」政策を採用し、軍備増強に努めてきた²⁵。ソ連崩壊後は、湾岸戦争で米国を支持するなど、巧みな外交戦術を展開し、地域覇権の獲得という一貫した外交目標を追求してきた。2000年6月に、ハーフィズ・アル＝アサド(Hafiz al-Asad)前大統領が死去し、二男バッシャール・アル＝アサド(Bashar al-Asad)が大統領職を踏襲したが、B.アサドは、東アラブ地域における覇権の獲得、ならびに対イスラエル強硬路線を含めた外交政策を継承しており、大量破壊兵器に関する政策についても、前大統領時代と大きな変化はみられない。

(2) イラク戦争の影響

イラク戦争でバグダッドが陥落した2003年4月、米国は、テロ支援および大量破壊兵器の保有についてシリアに対する非難を高めた。それへの反応として、非難をそらすため、シリアは、中東非核兵器地帯の設置を提案した。また、リビアが大量破壊兵器開発計画の廃棄を決定し、自国の大量破壊兵器に対する国際社会の非難が高まるのを懸念したシリアは、12月末には再び中東を大量破壊兵器の非保有地域とする決議案を国連安保理で審議するよう提案した。こうした方策をとることにより、シリアは自国の大量破壊兵器廃棄はあくまでもイスラエルの核廃棄と引き替えであるとの強いメッセージを送った。

イラク戦争後、シリアは、米国および親米諸国に包囲され、地政学的に極めて不安定な状況に置かれることとなった。さらに、最大かつ最も身近な脅威であり、過去に四度に渡って干戈を交えたイスラエルとの関係は改善するどころか、悪化の一途を辿っており、2003年10月には1982年以来初めてシリア領土がイスラエルにより攻撃された。

米・英両国は、大量破壊兵器を放棄するようシリアに要求していると言われるが、このようなシリアの置かれた安全保障環境に鑑みれば、シリアが自発的に大量破壊兵器を放棄するとは考えにくい。シリアにとって、最大の敵であるイスラエルの核兵器が見過ごされたまま、対象となる条約に加入していない化学兵器の放棄を強要されるのは不合理と映るであろう。

²⁴ Ibid.

²⁵ Curtis R. Ryan, "Syrian Arab Republic," David E. Long and Bernard Reich (eds.) *The Government and Politics of the Middle East and North Africa*, (Boulder: Westview, 2002), p.243、青山弘之「シリア：新時代の到来と対イスラエル政策の今後」『イスラエル内政に関する多角的研究』平成13年度外務省委託研究報告書（日本国際問題研究所、2002年）94 - 107頁などを参照。

シリアの安全保障上の懸念が少しでも緩和されるような措置が米国、またはイスラエルによって取られない限り、政治的圧力だけではシリアは大量破壊兵器を放棄する可能性は低いと思われる。そのような措置がとられるためには、シリアはヒズボラ（Hizballah）やパレスチナ過激派によるイスラエルに対する武力攻撃への支援を止めなければならないことはもちろんである。

4. イスラエルにおける大量破壊兵器問題の動向

（1） 現状、背景・理由

イスラエルは、100から200の核兵器を保有しているとみられ²⁶、中東地域における唯一の核兵器国であるというのは、いまや「公然の秘密」である。イスラエルは、一貫して核兵器の保有を否定も肯定もしないという意図的な「あいまい政策」を採用しており、NPTにも加入していない。近年の動きとしては、1998年頃に核戦略の見直しが行われたといわれ、2002年までに、ドルフィン級の潜水艦に配備する通常弾頭用のハプーン（Harpoon）ミサイルが、核弾頭搭載可能なように改良された²⁷。これにより、イスラエルは核兵器による「第二撃能力」を強化したといわれる²⁸。こうした決定の背景には、周辺敵対国が自国の領土に達する弾道ミサイルを取得し始めたことにより、イスラエルの地上核戦力の脆弱性が露呈したことにあった。その脆弱性を補完することを目的として、弾道ミサイル防衛システムの導入や核のトライアド、つまり陸・海・空からの核攻撃能力を獲得することが追求された²⁹。

化学兵器に関しては、1993年にCWCに署名をしたものの未批准であり、生物・毒素兵器については、BWCに署名していない。これらの兵器の開発計画の存在や保有に関しては、明らかになっていない。

イスラエルの核兵器開発計画は、1950年代に開始された。イスラエルが核兵器を保有する動機は、同国が置かれた安全保障環境と、それが持つ、周辺を敵対するアラブ諸国に囲まれ

²⁶ “Table of Global Nuclear Weapons Stockpiles, 1945-2002,” Natural Resources Defense Council, < <http://www.nrdc.org/nuclear/nudb/datab19.asp> >を参照。

²⁷ Walter Pincus, “Israel Has Sub-Based Atomic Arms Capability,” *Washington Post*, 15 June 2002, p. A1; “Israel Ups Ante With Subs,” *Los Angeles Times*, 14 October 2003, p.12.

²⁸ Michael Barletta and Christina Ellington, “Israel’s Nuclear Posture Review,” *CNS Issue Brief on WMD in the Middle East*, Center for Nonproliferation Studies, December 1998, <<http://cns.miis.edu/research/wmdme/israelnc.htm>>.

²⁹ 池田明史「中東における大量破壊兵器の拡散状況と不拡散努力」納屋政嗣、梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』有信堂、2000年、258頁。

ているという脅威認識である。その国土は極めて狭く、人的、経済的にも周辺のアラブ諸国に比べて量的に著しく劣っている。また、通常兵器についても、質的には優勢な兵器能力を有するが、量的には圧倒的に劣っている³⁰。さらに、その国土の狭さゆえ、「戦略的縦深性」が欠如しており、自国領土において戦闘が展開されれば、勝利できたとしても、その被害は甚大なものとなるであろう。核兵器は、イスラエルにとって、敵対国による自国への侵攻を抑止するための手段であり、また、自国を存亡の危機から守るための最終兵器でもある。

(2) イラク戦争の影響

イラク戦争後、イスラエルの大量破壊兵器に関する政策に明白な変化があったか否かは定かではない。イラクおよびリビアの大量破壊兵器からの脅威がほぼなくなり、イランの核兵器開発の可能性が低減された一方で、ロードマップが提示された後の中東和平プロセスも頓挫しており、イスラエルが核兵器を必要とする理由や状況が完全になくなったわけではない。

しかしながら、リビアの大量破壊兵器開発計画放棄の決定がイスラエルに与えたインパクトは非常に大きかった。米国が、大量破壊兵器問題で強圧的な姿勢を取っている国の多くが、中東のアラブ諸国であることから、米国の恣意的な判断による、大量破壊兵器の保有が許される国、許されない国があるというダブル・スタンダードを浮き彫りにする結果となり、米国と「特別な関係」にあるイスラエルの核兵器保有に非難が集中した。こうした非難の高まりをイスラエルは深刻に受け止め、政権内部で、リビアの決定がもたらした中東大量破壊兵器問題の肯定的な転換にイスラエルはいかに貢献すべきかという議論が始まったと言われる³¹。これは、イスラエルが、自国の大量破壊兵器も含めた中東の大量破壊兵器問題といかに向き合い対処するかという、政策再考の岐路に立たされているといっても過言ではない。中東地域全体の大量破壊兵器の拡散防止や軍縮に資するような政策転換が行なわれることが期待される。

5. 今後の課題

9.11事件後、中東における大量破壊兵器拡散問題は、米国が中心となり、いわゆる「なら

³⁰ Dore Gold, "Evaluating the Threat to Israel in an Era of Change," Shai Feldman and Ariel Levite (eds.), *Arms Control and the New Middle East Security Environment* (Boulder: Westview Press, 1994), pp.95-108.

³¹ George Perkovich and Avner Cohen, "Devaluing Arab WMDs; Iraq, Iran, Libya...who's next?" *The Washington Times*, 19 January 2004, A19.

ず者国家」に焦点を当て、リストアップされた国々が優先度の高い順に個別的对処されてきている。大量破壊兵器のなかでも、特に、核兵器開発を企図する「ならず者国家」の優先順位は高い。その優先順位は、米国とリストアップされたそれぞれの国との二国間関係の現状、または米国のそれらの国々に対する脅威認識などが反映され、また問題対処の厳しさの度合いにもそれらが反映されているように思われる。

こうした9.11事件後の中東における大量破壊兵器拡散問題への対応の変化を受け、大量破壊兵器の開発や保有に関心を持ついくつかの中東諸国は、自国の大量破壊兵器問題について、これまでと違った対応を見せ始めつつある。リビアの大量破壊兵器開発計画の廃棄宣言は、そうした変化の最たるものとして捉えられるであろうし、イランの追加議定書の署名や関連して取られた信頼醸成措置も、これまでのイランの態度とは大きく違ったのもであった。

一方で、保有を疑われる化学兵器を理由に、自国への武力行使の可能性が取り沙汰されながらも、頑なに疑惑を否定する、あるいは、これまで同様の主張を繰り返すシリアのような国もある。イスラエルについては、核兵器に関する政策に具体的な変化はみられないものの、イラク戦争後にみられたリビアやイランの変化を受け、中東地域における大量破壊兵器問題を解決することにより、自国の安全を高めていくことも視野に入れた議論が起こりつつあると言われる。

(1) 個別のアプローチ

上述のように、9.11事件後、中東における大量破壊兵器拡散の問題への対応は、米国による個別的对処の様相が強いものであった。その際、軍事的・政治的両方の圧力を利用し、大量破壊兵器を強制的に廃棄させる、あるいは不拡散関連条約の遵守を強要するなどしている。対処における優先順位やリストの対象国が米国の政治色を強く反映したものであるとの印象から、こうしたアプローチには批判的な声も多い。しかしながら、「ならず者国家」や大量破壊兵器の拡散が強く懸念される国々に対しては、個別のアプローチは、短期的視野に立てば、適切なやり方であるように思われる。それには、大きく分けて二つの理由がある。第一に、拡散懸念国のおかれた地政学的環境、国内政治体制が大量破壊兵器を取得または保有しようとする動機に深く関係しており、そうしたそれぞれの国の動機や背景を考慮したアプローチが必要であると考えられるためである。第二に、グローバルな不拡散体制は、既にある一定の程度まで強化されたにもかかわらず、いわゆる「拡散の強い決意を有した国」(determined proliferators) または「強い決意をもってだまそうとする国」(determined

cheaters) には、そうした既存の体制では対処できないことが度々指摘されているからである。グローバルな不拡散体制を幾ら強化しても、これらの国々は、制度の編み目をくぐって、違反や不遵守を試みる一方で、まじめに遵守している国の負担ばかりが増えるという不合理さも指摘されている³²。

ただし、個別的アプローチには、米国の関与が不可欠であるがゆえ、米国の政治的意志や恣意的な優先課題による影響を受けざるを得ないといった欠点があったり、また、その対応において極端に一貫性がなかったり、対話や交渉といった外交手段よりも軍事的手段に訴える傾向が強くなったりすれば、個別的アプローチに対する国際的な支持は得られないばかりか、対応する側の国々の不和を利用して、自国に有利な状況を作り出そうとする拡散国も出てくるかもしれない。

(2) 地域的アプローチ

上述のような個別的なアプローチが必要かつ有効である一方で、武力行使や武力による威嚇をもって条約の遵守を強要させた場合などには、その効果や有効性は一時的なものであることは否定できない。中東地域の安全保障環境の改善や大量破壊兵器の取得・保有の動機の低減または除去といった大量破壊兵器拡散問題の根底にある問題に対処しなければ、根本的な問題解決とはなり得ない。さもなければ、隙あらば大量破壊兵器を取得せんとする国が出てくることは過去の事例を見ても明らかである。

よって、個別的アプローチと平行して、長期的な効果を視野に入れた、中東における安全保障問題の解決や信頼醸成³³などを包括的に含めた地域的なアプローチが必要になる。そうしたアプローチの一つとして、中東に非大量破壊兵器地帯を設置する提案がなされてきたが、乗り越えなければならないさまざまなハードルやその数の多さから、具体的な進展は見られていない。また、そうした提案は、大量破壊兵器の保有や開発の疑いを掛けられた国々が、自国への非難をかわす道具として利用されてきた政治的な意味合いが強かった。しかしながら、中東における大量破壊兵器の拡散防止および廃絶を実現しようとするれば、非大量破壊兵

³² Steven E. Miller, "Is the NPT System Slowly Dying? Seven Challenges to the Regime," paper presented for the Athens Conference on Nuclear Proliferation took place 30-31 May 2003, Athens, Greece <http://bcsia.ksg.harvard.edu/BCSIA_content/documents/Miller_Athens.pdf>.

³³ 中東非大量破壊兵器地帯の設置は、1995年のNPT運用検討・延長会議の「中東に関する決議」や全会一致で採択された1999年の国連総会決議で求められ、さらに、2000年NPT運用検討会議の最終文書にもその早期創設を確保するための協力の呼びかけが盛り込まれた。

器地帯設置構想をより現実的なオプションに近づけていくのが考え得る最善策であろう。

(3) 日本の役割

中東における大量破壊兵器拡散の問題は、昨今のグローバル化に鑑み、日本にとっても安全保障上、深刻な問題である。日本政府は、これまで、イランに対しては、外務大臣レベル、政府高官レベルで、核やミサイルの拡散問題について懸念を表明し、協議を行うなどしてきた。また、中東諸国に対して経済や開発援助も多く行っており、日本と中東諸国の関係は概して良好な場合が多く、大量破壊兵器の拡散問題の解決に向けて日本が果たせる役割は大きいと考えられる。こうした観点から、イランと行ってきたような二国間の不拡散協議をシリアのようなその他の拡散懸念国と行い、米・英主導の交渉と協調的に外交圧力をかけることによって、問題解決努力の一翼を担うことができるだろう。さらに、日本は、経済および開発援助というカードを使うことによって、大量破壊兵器の開発や保有を試みることを、決して国家の利益とならないということを明示する役割を果たすことができるであろう。シリアのような経済規模の小さい国には、そうした交渉カードは、特に有効であろう。イスラエルに対しても同様に、日本はその軍縮政策の大きな柱である包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准、ならびに、CWCへの加盟、BWCの署名・批准を促すとともに、核戦力の増強に資するような軍備増強を控えるよう強く要請していくことが必要であろう。リビアによる大量破壊兵器開発計画の放棄宣言後、イスラエル政権内部で、それがもたらした肯定的なモーメントを意義ある方法で、中東全体の大量破壊兵器廃絶に生かすべく、いかに貢献すべきか検討が行なわれていることに鑑み、日本のそうした要請は好機を逃さず行なわれなければならない。

さらに、日本は、NPTを国際的な核軍縮・不拡散を実現するうえで重要視している立場から、NPT運用検討会議等で繰り返し求められている中東の非大量破壊兵器地帯の設置に向け、イニシアティブを発揮することができるであろう。手始めとして、その地帯の設置に向けた対話を始めるための地域フォーラム³⁴の形成を促すことが挙げられよう。対話を前進させるには、中東和平プロセスの促進は不可欠であり、対話開始のためのイニシアティブと平行して、日本のそれへの貢献が引き続き求められるであろう。

³⁴ 中東地域において、安全保障問題を扱う唯一の多国間協議の場である軍備管理・地域安保プロセス（ACRS）が1991年に始まったが、中東和平プロセスの頓挫により、1995年9月以降開催されていない。